

小樽市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、小樽市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会議の招集は、市長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 市長は、緊急に会議を開催する必要がある場合は、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。

（会議）

第3条 会議の進行は、市長が行う。

2 議題に応じて、副市長及び関係職員は、会議に出席できるものとする。

（議題）

第4条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

（関係者等の出席）

第5条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

（傍聴）

第6条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きに規定する場合にあっては、議事録の全部又は一部を公表しないことができる。

（事務局）

第8条 会議の事務局は、総務部に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。

附則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。